

盛岡広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年10月7日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 雫石東八幡平線
- 2 供用開始の区間 八幡平市松尾寄木字松川国有林1557林班ワ小班地先から1558林班ろ2小班地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月7日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
  - (2) 期間 令和4年10月7日から同年11月7日まで